

「2021年ハイチ地震救援金」の受付について

2021年8月14日（土）午前8時半頃（現地時間：日本時間14日午後9時半頃）に中米カリブ海の島国ハイチ共和国でマグニチュード7.2の地震が発生しました。地震により病院を含む多くの建物が倒壊し、これまでに多くの死者、負傷者が報告され、さらなる増加が懸念されています。

日本赤十字社では、この災害で被災された方々を支援するため、次のとおり救援金を受け付けています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

1 救援金名

「2021年ハイチ地震救援金」

2 受付期間

令和3年11月30日（火）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき21）
- ・生田原支所地域住民課
- ・丸瀬布支所地域住民課
- ・白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00110-2-5606」

口座加入者名「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ 通信欄に「2021年ハイチ地震救援金」と明記願います。

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787773	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105778		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0623447		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号

- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

2,001円以上拠出した個人については、上記に併せて地方税法施行令第7条の17第3項の規定に基づく寄付金に該当します。